

環境物品等の調達の推進を図るための方針

国土交通省

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 15 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、公表する。

・特定調達物品等の平成15年度における調達の目標

平成 15 年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成 15 年 2 月 28 日閣議決定）（以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすものをいう。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1．紙 類（9 品目）

【情報用紙】 コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター 用塗工紙 OCR用紙 ジアゾ感光紙 【印刷用紙】 印刷用紙(カラー用紙を除く) 印刷用紙(カラー用紙) 【衛生用紙】 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

2．文具類（72 品目）

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 回転ゴム印 定規	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

トレー	
消しゴム	
ステープラー	
ステープラー針ムバー	
連射式クリップ	
事務用修正具(テープ)	
事務用修正具(液状)	
クラフトテープ	
粘着テープ(布粘着)	
両面粘着紙テープ	
製本テープ	
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	
マグネット(玉)	
マグネット(バー)	
テープカッター	
パンチ(手動)	
モルトケース(紙めくり用)	
スポンジケース	
紙めくりクリーム	
鉛筆削(手動)	
OA クリーナー(ウェットタイプ)	
OA クリーナー(液タイプ)	
レターケース	
メディアケース(FD・CD・MO用)	
マウスパッド	
OA フィルター(デスクトップ)(CRT・液晶)用)	
丸刃式紙裁断機	
カッターナイフ	
カッティングマット	
デスクマット	
OHP フィルム	
絵筆	
絵の具	
墨汁	
のり(液状)	
のり(澱粉のり)	
のり(固形)	
のり(テープ)	
ファイル	

バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート タックラベル インデックス 付箋紙 黒板拭き ホワイトボード用レザ－ 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機 （手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型）	
--	--

３．機器類（１０品目）

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
---	------------------------------

４．ＯＡ機器（１１品目）

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタル複合機 電子計算機 プリンタ プリンタ/ファクシミリ兼用機 ファクシミリ スキャナ 磁気ディスク装置	平成１５年度に購入する物品及び平成１５年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は１００％とする。
---	---

ディスプレイ シュレッダー	
------------------	--

5．家電製品（5品目）

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 ビデオレコーダー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

6．エアコンディショナー等（2品目）

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-----------------------------	------------------------------

7．照明（2品目）

蛍光灯照明器具 蛍光管	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
----------------	------------------------------

8．自動車等（3品目）

8 - （1）自動車

一般公用車（* 1）	電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は かつ低燃費車（* 2）のいずれかを180台調達予定。 この他、燃料電池自動車を1台継続リースする。
一般公用車以外の自動車	電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は かつ低燃費車（* 2）・ かつ基本方針の燃費の基準を満たすLPガス車のいずれかを363台調達予定。 を含め自動車の調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

* 1 一般公用車とは、通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10名以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。

* 2 ・ ・ ・ ・ 低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号）の基準の75%低減レベルの低排出ガス自動車として国土交通大臣の認定を受けたもの。
・ 低燃費車 ・ ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき定められた燃費基準を達成した自動車。

8 - （2）ITS対応車載器

ETC対応車載器	264個を調達予定。
VICS対応車載機	375個を調達予定。

9. 制服・作業服（2品目）

制服 作業服	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-----------	--------------------------

10. インテリア・寝装寝具（7品目）

カーテン 織じゅうたん ニトリパソカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--------------------------

11. 作業手袋（1品目）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

12. その他繊維製品（3品目）

集会用テント ブルーシート 防球ネット	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---------------------------	--------------------------

13. 設備（4品目）

太陽光発電システム	事務所用電力として3箇所、15kW程度及び国営公園施設用の電源として2箇所、60kW程度の設備を調達予定。
太陽熱利用システム	調達の予定はない。
燃料電池	調達の予定はない。
生ゴミ処理機	食堂・事務所用に14台調達予定。

14. 公共工事

公共工事については、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、平成15年度は、以下の資材、建設機械若しくは工法を使用し、又は目的物を構築する公共工事の調達を積極的に推進する。

- 建設汚泥から再生した処理土については、再資源化施設への距離、建設発生土の工事間利用、再生材の発生状況などを留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏込め材等において、その使用を推進する。
- 土工用水砕スラグについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏埋め材、埋立柱、覆土材等において、その使用を推進する。
- 再生加熱アスファルト合材については、再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、重交通ではない道路や空港におけるアスファルト舗装の基層・表層材料として、その使用を推進する。
- 再生骨材等については、再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意し

つ、構造物の基礎砕石などの高強度を必要としない部位や路盤などにおいて、積極的にその使用を推進する。

- 高炉スラグ骨材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、沿岸部におけるコンクリート構造物及び消波ブロック等のコンクリート製品において、その使用を推進する。
- フェロニッケルスラグ骨材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物で、その使用を推進する。
- 銅スラグ骨材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物で、その使用を推進する。
- 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。
- 鉄鋼スラグ混入路盤材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。
- 間伐材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における木材を使用する多自然型護岸工、砂防工事における山腹工、公園工事・港湾植栽工事・道路植栽工事における植栽支柱などで、高強度を必要としない場合などに、その使用を推進する。
- 高炉セメントについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における護岸基礎、道路工事における橋梁下部工、港湾工事や海岸工事における消波ブロック、空港工事における舗装などで、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。
- フライアッシュセメントについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、ダム本體工などのマスコンクリートで、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。
- 透水性コンクリートについては、公園工事における園内舗装など、建築工事における構内舗装等高強度を必要としない部位において、また、側溝、集水桝等の水路に使用するコンクリート製品において、その使用を推進する。
- 下塗用塗料（重防食）については、河川・ダム・港湾工事における機械設備、鋼管・鋼矢板等の鋼材、道路工事等における鋼構造物等などに重防食下塗用塗料として、その使用を推進する。
- 低揮発性有機溶剤型の路面表示用水性塗料については、車道中央線等の区画線において、その使用を推進する。
- パークたい肥については、施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。
- 下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（土壌改良資材も含む）については、施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。
- 環境配慮型道路照明については、設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、その使用を推進する。
- 陶磁器質タイルについては、建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。
- 断熱サッシ・ドアについては、気温条件等が厳しい場所に建設される庁舎の建築工事で、高い断熱性能が要求される開口部などで、その使用を推進する。

- パーティクルボードについては、建築工事における内装材などで、その使用を推進する。
- 繊維板については、建築工事における内外装材などで、その使用を推進する。
- 木質系セメント板については、建築工事における内装材などで、その使用を推進する。
- 断熱材については、建築工事における内外装材などで、材料の特性に応じた使用を推進する。
- 照明制御システムについては、建築設備工事における事務室の照明など常時使用される室等で、その使用を推進する。
- 吸収冷温水機については、建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
- 氷蓄熱式空調機器については、建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
- ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機については、建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
- 排水用再生硬質塩化ビニル管については、建築設備工事において、建物の排水用に塩化ビニル管を用いる場合においては、その使用を推進する。
- 自動水栓については、建築設備工事における不特定多数の使用する洗面など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。
- 自動洗浄装置及びその組み込み小便器については、建築設備工事における不特定多数の使用する便所など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。
- 排出ガス対策型建設機械については、「建設機械に関する技術指針」(平成3年10月8日付建設省経機発第247号)に従い、その使用を推進する。
- 低騒音型建設機械については、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和51年3月2日付建設省経機発54号)に従い、騒音、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域において、その使用を推進する。
- 建設汚泥再生処理工法については、建設汚泥が発生する現場において、現場内再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、建設汚泥を再生した処理土及び流動化処理土として、4MPa以上の脱水圧力処理又は流動化処理により現場内再利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。なお、再生処理土については「建設汚泥再生利用技術基準(案)」又は「建設汚泥リサイクル指針」、また、流動化処理土については「流動化処理土利用技術マニュアル」に基づき品質の確保に留意する。
- コンクリート塊再生処理工法については、コンクリート塊の発生する現場において、現場内再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、再生骨材及び再生コンクリートとして現場内利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。なお、再生コンクリートについては要求される強度、耐久性を満足するよう品質の確保に留意し、再生骨材については「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」に基づき、粒度調整可能な破砕機による破砕、選別、混合物除去等を行い品質の確保に留意する。
- 路上表層再生工法については、道路の表層を補修する場合に、専用機械を利用した連続施工が可能である現場において、その使用を推進する。
- 路上再生路盤工法については、舗装計画交通量1000台/日未満の道路の路盤を補修する場合に、その使用を推進する。
- 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法については、道路等の切土法面や盛

土法面において、その使用を推進する。

- 排水性舗装については、道路交通騒音を減少させる必要がある道路において、その使用を推進する。
- 透水性舗装については、雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路において、その使用を推進する。
- 屋上緑化については、荷重の増大による構造体への影響に留意しつつ、建物の屋上などでの整備を推進する。

なお、調達目標の設定については、平成14年度特定調達品目の実績把握を行い、その結果を踏まえて、次年度以降定量的な目標を設定していくこととする。

15. 役務（4品目）

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達目標は100%とする。
食堂	生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る処理を行う食堂を8件調達予定。
自動車専用タイヤ更生	自動車整備等の際に9件調達予定。

- ・特定調達物品等以外の平成15年度に調達を推進する環境物品等及びその調達目標
 1. 帽子、腕章を調達する場合には、制服・作業服の調達目標に準じて調達する。
 2. OA機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ、再生材料を多く使用しているものを選択する。
 3. 上記のほか、環境物品等の調達に当たっては、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努める。
- ・その他環境物品等の調達の推進に関する事項
 1. 省内にグリーン調達のための連絡会議を設ける。体制の概要は、別紙のとおりとする。
 2. 本調達方針は、全ての部局を対象とする。
 3. 調達の実績については、毎年度各品目ごとに取りまとめ公表する。
 4. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
 5. 調達する品目に応じて、既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
 6. 物品を納入する事業者に対して、新規に自動車を購入する場合には基本方針で定められた自動車を購入するよう働きかける。
 7. 公共工事の環境負荷低減施策省内連絡会では、法に関する事項を含め、公共工事の環境負荷低減に関する事項について検討する。また、これらの検討に際しては、学識委員会を設置し、公共工事の環境負荷低減施策の方針全般に関する提言・助言を頂きつつ進めることとする。
 8. 下記の事項については、モデル工事等を通じて今後の本格的な調達の可能性について検討する。
 - ・ISO14001に沿った環境マネジメントシステムを構築し、運用するモデル工事を実施して、その効果や課題を把握する。

国土交通省グリーン調達推進体制

官房長・総合政策局長

○ 特定調達品目の環境負荷低減省内連絡会

座長：官房会計課長
(副) 総合政策局環境・海洋課長
官房参事官
" 秘書課長
総合政策局総務課長
" 国土環境・調整課長
国土計画局総務課長
土地・水資源局総務課長
都市・地域整備局総務課長
河川局総務課長
道路局総務課長
住宅局総務課長
鉄道局総務課長
自動車交通局総務課長
海事局総務課長
港湾局管理課長
航空局経理補給課長
北海道局予算課長
海上保安庁主計課長
気象庁経理課長
海難審判庁総務課長

事務局

官房会計課
総合政策局環境・海洋課

各局調達担当課長補佐等

地方支分部局等

○ 公共工事の環境負荷低減施策省内連絡会

座長：官房技術調査課長
" 公共事業調査室長
総合政策局国土環境・調整課長
官房地方課長
" 官庁営繕部営繕計画課長
" " 建築課長
" " 設備課長
総合政策局事業総括調整官
" 建設施工企画課長
都市・地域整備局街路課長
" 公園緑地課長
" 下水道部下水道事業課長
河川局河川環境課長
" 治水課長
" 砂防部保全課長
道路局国道課長
" 地方道・環境課長
住宅局住宅総合整備課長
" 住宅生産課長
港湾局建設課長
" 環境整備計画室長
航空局飛行場部建設課長
北海道局企画課長
海上保安庁灯台部工務課長
関東整備局企画部長

事務局

官房技術調査課
" 公共事業調査室
総合政策局国土環境・調整課